

豊橋市監査公表第17号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和7年3月10日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

(1) 文化・スポーツ部

「スポーツのまち」づくり課、多目的屋内施設整備推進室

(2) 福祉部

福祉事務所長寿介護課、福祉事務所障害福祉課、福祉事務所総合老人ホーム

(3) 環境部

ゼロカーボンシティ推進課、廃棄物対策課、収集業務課、資源化センター

(4) 建設部

土木管理課、道路建設課（工事監査技術調査）、河川課、建築課、
建築物安全推進課

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局 による予備監査	監査委員事務局執務室ほか	令和6年10月6日～令和6年12月25日
監査委員による 監査	監査委員室	令和6年12月26日
外部技術士及び 監査委員事務局 による予備監査	監査委員事務局執務室	令和6年10月9日～令和6年12月18日
外部技術士及び 監査委員による 監査	豊橋市老津町地内 監査委員室	令和6年12月18日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

なお、工事については、外部技術士による工事監査技術調査も併せて実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、4件の指摘事項及び16件の意見が見受けられた。

文 化 ・ ス ポ ー ツ 部

《「スポーツのまち」づくり課》

指摘事項

1 予定価格書の取扱いについて

予定価格書を入れる封筒にのり付けなどで閉じた痕跡がない事例が見受けられた。予定価格の漏えいのおそれがあるので、契約規則にのっとり適正な事務処理をされたい。

意 見

1 総合運動場等指定管理料について

令和6年度の指定管理料において、年度当初より休止している施設があるにもかかわらず、総合運動場等の管理に関する協定書を変更せずに第3四半期分までの支払を終えている。指定管理料の精算根拠を明確にし、適切な指定管理料の支出に努められたい。

福 祉 部

《福祉事務所 長寿介護課》

指摘事項

1 契約事務について

アクティブシニア情報紙作成業務において、予定価格書が封入されていなかった事例が見受けられた。また、消防設備及び浄化槽の保守点検業務において、履行確認日が未記入であった事例が見受けられた。予定価格の漏えい防止や確実な契約履行のため、契約規則にのっとり適正な契約事務をされたい。

意 見

1 地域型訪問サービス事業について

第8期高齢者福祉計画の総括において、地域型訪問サービス事業はサービス提供の担い手不足が課題とされている。高齢者に確実に支援の手が届くよう需要の的確な把握と事業の積極的な広報に努めるとともに、事業の担い手の育成に努められたい。

《福祉事務所 総合老人ホーム》

指摘事項

1 契約事務について

特別養護老人ホーム空調設備取替修繕において、発注の仕様書と完了の報告とで型式が異なるエアコン室内機があったが、変更契約が行われていなかった。契約内容に変更がある場合は契約金額変更の有無を含む協議の記録を残し、契約規則にのっとり適正な変更契約をされたい。

また、同契約において、排出事業者である供給者が保管すべき産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の原本を担当課が保管していたため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正な事務処理をされたい。

環 境 部

《ゼロカーボンシティ推進課》

意 見

1 委託業務について

リサイクルステーション運營業務委託の日報とリサイクルステーション古紙回収業務委託の実績報告書で回収した古紙等の袋数に差異がある事例が散見された。全ての回収袋の所在が確認でき、売買代金への影響もないとしているが、受託者と協議し、より分かりやすい報告様式とするなど同様の事象が発生しない仕組みとなるよう努められたい。

また、リサイクル適合物の売買の仕様書において、有価物の品目ごとの重量（1kg当たり）の単価に有価物の重量を乗じた売買代金を市に支払うものとしている。回収業者から提出された証明書等を確認すると10kg単位であり、仕様書とは異なる取扱いであるため、仕様書を見直すなど適切な事務処理に努められたい。

2 ホームページの更新について

環境活動振興基金を紹介するホームページにおいて、本基金の寄附者一覧が令和4年1月以降更新されていなかった。寄附者への礼を失しないためにも、寄附受入れ後速やかにホームページを更新するよう努められたい。

3 補助金交付について

個人が環境に関する補助金を利用するためにはエコファミリーの登録が必要である

が、次世代自動車購入補助金等の申請書において、エコファミリー登録の同意項目にチェックが入っていないなどの申請書が散見された。当該申請書を提出した申請者については、交付要件が確認できたため補助金交付に問題はなかったが、申請書の確認を徹底するなど適切な事務処理に努められたい。

《廃棄物対策課》

指摘事項

1 委託業務について

不法投棄防止監視業務委託の仕様書において、受託者要件として警備業法の警備業務の認定を受けた者としているが、業務期間中にその認定期間が過ぎており更新しているか未確認となっていたので、適正な事務処理をされたい。

業務を安全かつ円滑に遂行させるため、監視体制は監視業務現場責任者を含む2名で実施することとしているが、監視業務現場責任者は一度も従事していなかった。また、定点監視の指定時間が守られていなかったのも、受託者に改善するよう指導するとともに業務の履行確認を徹底されたい。

意見

1 不法投棄対策について

不法投棄対策として監視カメラを設置しているが、平成28年度以降設置場所が固定されているため、新たな不法投棄場所での監視が一部未対応となっている。「不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱」にのっとり、不法投棄の状況変化に応じた監視カメラの移動等を検討し、効果的な運用に努められたい。

2 交付金の周知について

災害被災世帯し尿処理料金交付金において、平成20年度が最後の交付実績となっている。当該交付金の交付対象者はし尿を収集運搬する者であるため、当該者に交付金制度の周知を徹底するとともに、災害発生時には被災地区へ制度周知チラシを配布するなど積極的な周知活動に努められたい。

3 浄化槽管理業務について

本市の浄化槽法定検査実施率は、全国平均と比べ低くなっている。法定検査未実施による不適正管理は生活環境の保全に影響を及ぼすおそれがあることから、令和4年度に整備した浄化槽台帳を有効活用し、法定検査等の実施を推進するためにも重点地区を定め、新たに個別訪問を行うなど浄化槽管理者への制度周知に努められたい。

《収集業務課》

意見

1 消防設備について

令和6年2月に実施した消防用設備等点検結果で、耐用年数の10年が経過している消火器について多数報告されていたが更新されておらず、同年9月に実施した点検結果でも同じ不良判定が報告されていた。法的な義務とはなっていないが、消火器は火災時の重要な器具であるため速やかな更新に努められたい。

《資源化センター》

意見

1 委託業務について

焼却炉・ごみ汚水槽等清掃業務において、受託者と実施時期について協議を行っているが、課内には口頭で報告を行ったとしている。仕様書と異なる事項の協議については、協議内容の明確化やチェック体制の強化を図るため協議内容を書面で情報共有を行うなど適切な事務処理に努められたい。

建設部

《土木管理課》

意見

1 一者随意契約について

道水路改良関係登記委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的である。履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。

2 契約事務について

豊橋駅東口駅前広場等エスカレーター修繕において、仕様書の修繕内容に、例示規格品又は性能、機能に対する記述、詳細図面などの技術的要件が示されていなかったの
で、修繕内容の記載方法を改めるなど契約規則に基づく履行が確認できるよう適切な契約事務に努められたい。

《河川課》

意 見

1 契約事務について

排水機場一般廃棄物収集運搬委託業務において、決裁書類と入札時の見積書の様式に齟齬があり、仕様書等に記載された見積内容が不明確であった。こうした事例が発生した原因を調査し明確にした上で対策を講じ、再発防止に努められたい。

《建築課》

意 見

1 事務処理について

東口駅前広場北側エレベーター設置等実施設計業務において、建築士法第24条の7に基づく重要事項説明書の「説明を受けた建築主」欄に市長名を記載しているが、決裁を受けていない。また、重要事項説明書と同日に提出された再委託申請書で内容に齟齬が見られた。こうした不備事例が発生していることは、課内での確認が十分でないと考えられるため、書類のチェック体制を強化するなど適切な事務処理に努められたい。

《建築物安全推進課》

意 見

1 補助金交付事務について

空家解体促進費補助金交付事務において、受付開始4か月後の7月で補助金の上限に達したため新規の受付を行っていないので、空家解体を計画していた一部の所有者が補助金の利用ができなかった。補助予定件数を正確に把握し、適切に予算を見積もるよう努められたい。

また、空家解体促進費補助金及び木造住宅解体工事費補助金（耐震関係）交付事務において、建設リサイクル法に定められている解体着手7日前までに関係課に提出する届出を解体完了の実績報告受理後に確認していたが、その記録もない。解体工事に必要な届出については適切な時期に確認し、記録を残すよう適切な補助金交付事務に努められたい。

2 補助金交付要綱等について

ブロック塀等撤去費補助金交付事務において、申請書に「ブロック塀等撤去後に設置される塀等の予定」を記載させているが、本補助金の目的が「ブロック塀等の撤去」であることから、その記載の必要性について整理し、補助金交付要綱及び申請書の見直し

に努められたい。

また、木造住宅無料耐震診断において、対象となる「現在住んでいる建物、居住予定のある建物」であることの確認が申請書に記載されていなかったもので、申請時にこれらのことを確認できるよう申請書の見直しに努められたい。